市税概要

平成30年度



松本市

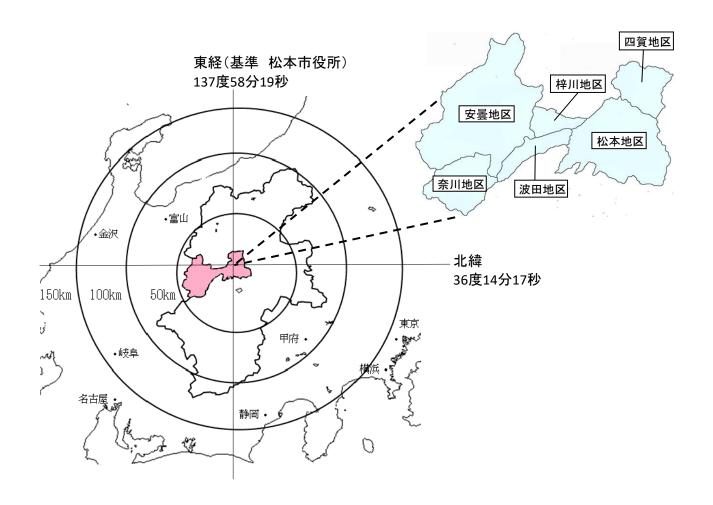
はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。 本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は 岐阜県高山市と接しています。

岐阜県高山市と接しています。 市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47k㎡で県下最大の広さです。 四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や 標高3,000m級の峰々(槍ヶ岳、乗鞍岳など)が連なる北アルプスの山岳が広がります。 標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は 2,600mほどあります。

松本市の位置

面 積 978.47km² 人 口 239,519人



目 次

Ι	市の	概要	
	1	人口・世帯の推移	1
	2	市の予算と決算	2
		4 21 9 21	
	3	税務機構と事務分掌	4
П	市税	総括	
	1	30年度市税の当初予算	5
	2	税目別決算額比較表	6
	3	29年度市税の収納実績	8
	4	市税負担状況調	10
Ш	市県	民税	
	1	年度別納稅義務者調	11
	2	年度別調定額の調	12
	3	所得区分による課税状況	13
	4	30年度課税状況調 (当初)	14
	5	30年度課税所得の状況	14
	6	法人市民税の課税状況	16
IV	固定	資産税	
	1	固定資産税の年度別調定額	20
	2	固定資産税の区分別調定額の調	21
	3	土地の概要	22
	4	家屋の概要	24
	5	償却資産の概要	24
	6	年度別新増分家屋	26

7 年度別減少分家屋

V 諸税・その他

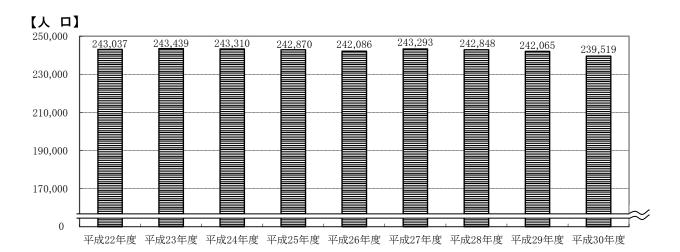
	1	市たばこ税	27
	2	入湯稅	27
	3	都市計画税	27
	4	国民健康保険税	27
	5	軽自動車稅	28
	6	利子割交付金	30
	7	配当割交付金	30
	8	株式等讓渡所得割交付金	30
	9	ゴルフ場利用税交付金	30
	10	口座振替納付の状況調	31
	11	市税の徴収に要する経費	32
	12	証明・閲覧に関する調	33
VI	参考	資料	
	市税の	変遷	34

I 市の概要

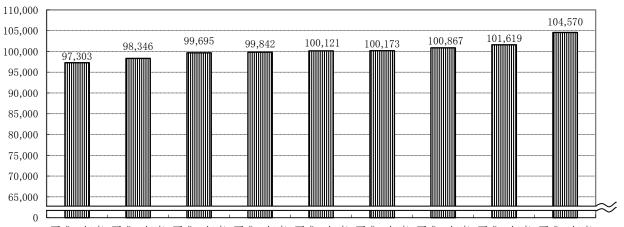
1 人口・世帯の推移

	世帯数		人口		世帯当たり人口	人口密度
	臣田剱	男	女	計	医川ヨたがた日	(1k㎡当たり)
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	104,570	117,357	122,162	239,519	2.3	245

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在) 平成30年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)



【世帯】



2 市の予算と決算

(1) 平成30年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

							(+14:	1 11/0/
歳	入				歳		出	
科目	予 算 額	構成比			科目		予 算 額	構成比
合 計	87,780,000	100.0			合 計		87,780,000	100.0
1 市 税	36,389,000	41.5	1	議	会	費	460,600	
2 地 方 譲 与 税	838,400	1.0	2	総	務	費	11,012,890	12.5
3 利 子 割 交 付 金	50,000	0.1	3	民	生	費	32,134,960	
4 地方消費税交付金	4,827,400	5.5	4	衛	生	費	5,107,970	5.8
5 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.0	5	労	働	費	241,340	0.3
6 自動車取得税交付金	201,700	0.2	6	農	林 水 産	業費	2,492,010	2.8
7 配 当 割 交 付 金	75,000	0.1	7	商	工	費	4,084,900	4.7
8 株式等譲渡所得割交付金	76,000	0.1	8	土	木	費	8,430,600	9.6
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	31,000	0.0	9	消	防	費	2,684,050	3.1
10 地方特例交付金	166,000	0.2	10	教	育	費	8,239,180	9.4
11 地 方 交 付 税	13,210,000	15.1	11	公	債	費	10,115,950	11.5
12 交通安全対策特別交付金	51,700	0.1	12	諸	支 出	金	2,625,550	3.0
13 分担金及び負担金	1,356,030	1.5	13	予	備	費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,755,360	2.0						·
15 国 庫 支 出 金	10,917,650	12.4						
16 周 支 屮 &	5 191 160	5.0						

16 県 出 金 5,181,160 5.9 17 財 産 収 入 376,760 0.4 附 18 寄 金 27,440 0.0 1,591,380 19 繰 入 金 1.8 20 繰 越 金 30,000 0.0 諸 収 3,394,820 3.9 21 入 8.2 債 22 市 7,204,200

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0 にならない場合があります。

歳

会

務

生

生

働

林水産業

工

木

防

育

債

備

出

支

目

計

科

合

議

総

民

衛

労

農

商

土消

教

公

諸

予

(2) 平成29年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

額 構成比

100.0

0.5

13.0

37.6

5.5

0.3

2.7

4.1

7.5

2.9

10.3 12.0

3.6

0.0

出

算

89,611,460

11,611,909

33,718,692

4,947,227

2,439,116

3,649,287

6,764,111

2,570,669

9,262,263

10,730,054

3,232,134

0

236,035

449,963

決

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

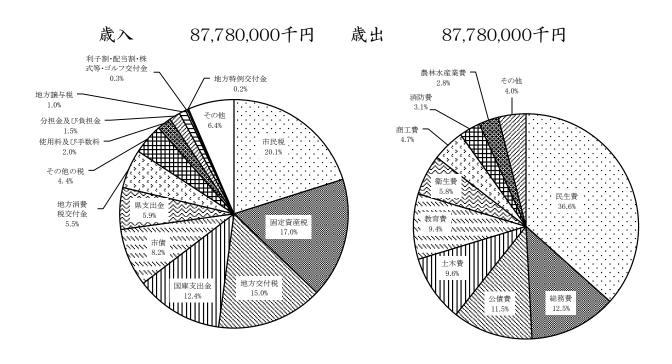
金

費

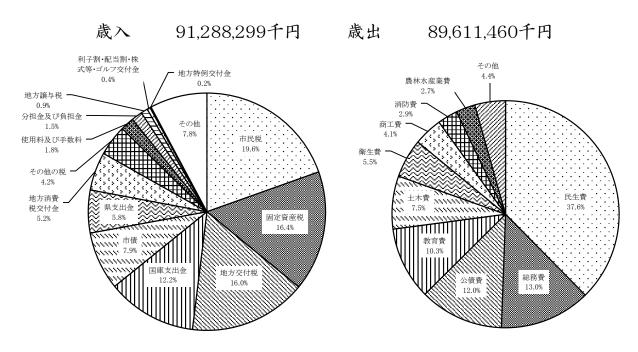
		歳				入			
	-	科	目		決	算	額	構成比	
	-	合	計			91,288	,299	100.0	
1	市			税	9	36,623	,487	40.1	1
2	地	方 譲	美与	税		843	,362	0.9	2
3	利	子 割	交 付	金		61	,415	0.1	3
4	地	方 消 費	税交付	士 金		4,767	,866	5.2	4
5	ゴノ	レフ場利力	用税交付	寸金		29	,681	0.0	5
6	自!	動車取得	身税 交付	寸金		215	,730	0.2	6
7	配	当 割	交 付	金		146	,645	0.2	7
8	株式	弋等譲渡別	f得割交	付金		159	,219	0.2	8
9	国有抗	是供施設等所在	市町村助成	交付金		32	,048	0.0	9
10	地	方 特 例	〕 交 付	- 金		143	,337	0.2	10
11	地	方を	き 付	税]	14,629	,346	16.0	11
12	交通	11安全対策	5 特別交	付金		52	,155	0.1	12
13	分	担金及	び負担	金鱼		1,348	,240	1.5	13
14	使	用料及	び手数	女料		1,688	,818	1.9	
15	玉	庫 支	え 出	金]	11,156	,937	12.2	
16	県	支	出	金		5,320	,656	5.8	
17	財	産	収	入		438	,336	0.5	
18	寄	饼	t	金		95	,203	0.1	
19	繰	フ		金		1,664	,642	1.8	
20	繰	起	遂	金		1,675	,065	1.8	
21	諸	Ц	ζ	入		2,945	,711	3.2	
22	市			債		7,250	,400	8.0	

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0 にならない場合があります。

平成30年度一般会計当初予算



平成29年度一般会計決算額



3 税務機構と事務分掌

(平成30年4月現在)

												(平成30年4月現在)
X	.分	係	課	係	主	主査	主	主	事務	嘱	計	事務分掌
	.) [DK	長	長	査		任	事		託	РΙ	ず 幼 <i>刀</i> 手
			1								1	
財	市民税	庶務担当		(2)	1	0	3	0	0	1		税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
	課	市民税担当		(3) 5	5	0	3	6	3	0	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	7	6	0	6	6	3	1	30	
			1								1	
	資	庶務係		(1)	2	0	0	2	0	1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
政	産税	土地係		1	3	0	2	0	1	1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土 地の評価
	課	家屋担当		(1) 3	1	0	3	2	3	3	15	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家 屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税 対応
		計	1	5	6	0	5	4	4	5	30	
			1								1	
部	納税	庶務係		(1) 1	3	0	2	0	0	1	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
	課	整理担当		(3) 6	6	1	3	5	4	2	27	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督励、市税滞納 金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	7	9	1	5	5	4	3	35	

健	保		1								1
健康福祉	険	保険税担当		(6) 8	6	0	2	3	3	14	36
祉部	課	= <u>+</u>	1	8	6	0	2	3	3	14	37

税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督励及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 30年度市税の当初予算

		区		<u>5</u>	>	平成30年度	平成29年度	平成29年度	伸び率
).	J	当初予算額(A)	当初予算額(B)	最終予算額	(A-B)/B
		合		言	+	千円 36,389,000	千円 36,045,000	千円 36,318,000	1.0
1	市		民		税	17,664,000	17,314,000	17,657,000	2.0
	(1)	個		Į.	現年課税分	13,725,000	13,502,000	13,531,000	1.7
		但		人	滞納繰越分	145,000	156,000	156,000	△ 7.1
	(2)	法		人	現年課税分	3,787,000	3,647,000	3,961,000	3.8
	(2)	12		八	滞納繰越分	7,000	9,000	9,000	△ 22.2
2	固	定	資	産	税	14,915,000	14,864,000	14,864,000	0.3
	(1)	幼田	同定資	产稻	現年課税分	14,619,000	14,546,000	14,546,000	0.5
		/	山仁 貝)	生化	滞納繰越分	154,000	178,000	178,000	△ 13.5
	(2)	交	付	金		142,000	140,000	140,000	1.4
3	軽	自	動	車	税	670,000	622,000	622,000	7.7
					現年課税分	663,000	616,000	616,000	7.6
					滞納繰越分	7,000	6,000	6,000	16.7
4	市	た	ば	ک	税	1,448,000	1,553,000	1,488,000	△ 6.8
5	入		湯		税	87,000	93,000	88,000	\triangle 6.5
					現年課税分	87,000	93,000	88,000	\triangle 6.5
					滞納繰越分	0	0	0	_
6	都	市	計	画	税	1,605,000	1,599,000	1,599,000	0.4
					現年課税分	1,589,000	1,579,000	1,579,000	0.6
					滞納繰越分	16,000	20,000	20,000	△ 20.0
[3	1 民	健月	表 保	険	税	5,265,170	5,699,620	5,446,680	△ 7.6
			(ア)ー:	船分	現年課税分	3,380,090	3,595,320	3,459,240	△ 6.0
	(1)医	痞公		ハメノ	滞納繰越分	175,390	200,370	188,340	△ 12.5
	(1)	·//X //	(イ)退	離分	現年課税分	25,210	56,870	67,330	△ 55.7
			(1),25	194.//	滞納繰越分	4,610	7,760	6,040	△ 40.6
			(ア)ー	船分	現年課税分	1,162,030	1,248,970	1,200,060	△ 7.0
	(2)支持	至全公		/JX /J	滞納繰越分	56,640	63,760	56,440	△ 11.2
	(2) 🔨	及业力	(イ)退	職分	現年課税分	8,520	19,670	23,390	△ 56.7
			(-1)/15/	1PK/J	滞納繰越分	1,400	2,330	1,790	△ 39.9
			(ア)ー	船分	現年課税分	410,990	449,380	390,870	△ 8.5
	(3) 企	·誰公		/JX /J	滞納繰越分	30,360	33,260	31,170	△ 8.7
	(3)介護分	唆刀	(イ)退	職公	現年課税分	8,610	19,550	20,120	△ 56.0
				10以刀	滞納繰越分	1,320	2,380	1,890	△ 44.5

2 税目別決算額比較表

	平	成	26 年	<u> </u>	F E	平,	成 27	7 年	度
科目		決	算	額		決	算	額	
	調定額	伸 率	収入額	伸 率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2	95.20	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1
現年課税分	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1	98.70	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2
滞納繰越分	1,851,884	0.2	506,830	11.6	27.37	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2
1 市 民 税	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8	95.67	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2
現年課税分	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7	98.75	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4
滞納繰越分	802,512	2.9	234,806	11.2	29.26	724,891	△ 9.7	205,754	△ 12.4
2 固定資産税	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2	94.29	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4
現年課税分	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0	98.53	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1
滞納繰越分	916,662	$\triangle 2.3$	238,708	12.7	26.04	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0
3 軽自動車税	532,665	4.2	500,909	3.8	94.04	542,058	1.8	511,739	2.2
現年課税分	502,355	3.3	493,349	3.7	98.21	513,611	2.2	504,910	2.3
滞納繰越分	30,310	22.2	7,560	6.2	24.94	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7
4 市たばこ税	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1
現年課税分	1,662,333	\triangle 4.2	1,662,333	\triangle 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	\triangle 2.1
滞納繰越分	_	_	_	_	_	_	-	_	_
5 入 湯 税	93,357	0.5	92,960	0.6	99.57	94,796	1.5	90,920	△ 2.2
現年課税分	93,035	0.3	92,638	0.2	99.57	94,361	1.4	90,562	\triangle 2.2
滞納繰越分	322	92.8	322	皆増	100.00	435	35.1	358	11.2
6 都市計画税	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2	93.99	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1
現年課税分	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1	98.52	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3
滞納繰越分	102,078	$\triangle 2.3$	25,434	6.2	24.92	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8
国民健康保険税	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5	71.65	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4
現年課税分	5,512,077	$\triangle 2.6$	4,975,798	△ 2.8	90.27	5,317,787	△ 3.5	4,832,159	△ 2.9
滞納繰越分	1,797,585	$\triangle 2.0$	261,689	△ 13.9	14.56	1,926,004	7.1	281,951	7.7

	並	成	28 年	·	F &	平	成	29 年	连	1. C.
		決	算 智	頂			決	算	頂	
収納率	調定額	伸率	収入額	伸 率	収納率	調定額	伸 率	収入額	伸 率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
95.39	37,285,808	△ 0.7	35,749,498	\triangle 0.2	95.88	37,931,826	1.7	36,623,487	2.4	96.55
98.73	35,702,389	$\triangle 0.4$	35,305,760	\triangle 0.3	98.89	36,550,196	2.4	36,226,628	2.6	99.11
25.21	1,583,419	△ 7.1	443,738	3.2	28.02	1,381,630	△ 12.7	396,859	△ 10.6	28.72
95.95	17,827,700	△ 2.1	17,152,049	△ 1.8	96.21	18,447,362	3.5	17,850,718	4.1	96.77
98.75	17,134,946	$\triangle 2.0$	16,940,383	△ 1.9	98.86	17,821,314	4.0	17,655,675	4.2	99.07
28.38	692,754	\triangle 4.4	211,666	2.9	30.55	626,048	\triangle 9.6	195,043	△ 7.9	31.15
94.41	15,490,859	0.4	14,745,133	1.2	95.19	15,559,422	0.4	14,948,199	1.4	96.07
98.60	14,714,792	0.9	14,543,671	1.2	98.84	14,905,431	1.3	14,774,135	1.6	99.12
22.88	776,067	\triangle 9.3	201,462	2.9	25.96	653,991	△ 15.7	174,064	△ 13.6	26.62
94.41	643,608	18.7	610,877	19.4	94.91	670,979	4.3	638,639	4.5	95.18
98.31	616,744	20.1	604,351	19.7	97.99	642,594	4.2	630,970	4.4	98.19
24.01	26,864	\triangle 5.6	6,526	\triangle 4.4	24.29	28,385	5.7	7,669	17.5	27.02
100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
_	0.0	_	0.0	_	_	_	_	_	_	_
95.91	93,590	△ 1.3	92,172	1.4	98.48	91,540	△ 2.2	89,573	△ 2.8	97.85
95.97	89,934	$\triangle 4.7$	89,914	$\triangle 0.7$	99.98	89,142	△ 0.9	88,368	△ 1.7	99.13
82.25	3,656	740.5	2,258	530.7	61.73	2,398	△ 34.4	1,205	△ 46.6	50.25
94.18	1,663,591	0.4	1,582,807	1.4	95.14	1,672,137	0.5	1,605,972	1.5	96.04
98.59	1,579,513	1.1	1,560,981	1.4	98.83	1,601,329	1.4	1,587,094	1.7	99.11
22.15	84,078	△ 12.0	21,826	3.1	25.96	70,808	△ 15.8	18,878	△ 13.5	26.66
70.60	7,725,482	6.6	5,664,426	10.8	73.32	7,423,084	△ 3.9	5,475,917	△ 3.3	73.77
90.87	5,862,317	10.2	5,375,121	11.2	91.69	5,629,608	\triangle 4.0	5,189,213	△ 3.5	92.18
14.64	1,863,165	△ 3.3	289,305	2.6	15.53	1,793,476	△ 3.7	286,704	△ 0.9	15.99

3 29年度市税の収納実績

						調	定	額	収
		税		E	1	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分
						(A) 手円	(B) 千円	(C) 千円	(D) 千円
		合		計	•	36,550,196	1,381,630	37,931,826	36,226,628
			計	•		34,859,725	1,308,424	36,168,149	34,551,166
	1	市	瓦	77	税	17,821,314	626,048	18,447,362	17,655,675
		(1)	個 人	均等	争 割	418,404	18,127	436,531	415,231
		(2)	個 人	所行	事割	13,312,769	574,262	13,887,031	13,154,399
普			(上記のう	ち退職	所得分)	78,188	_	78,188	78,188
		(3)	法 人	均等	争 割	984,102	8,098	992,200	983,102
		(4)	法 人	税	割	3,106,039	25,561	3,131,600	3,102,943
通	2	固	定資	産	税	14,905,431	653,991	15,559,422	14,774,135
		(1)	純固定	至資	産 税	14,765,356	653,991	15,419,347	14,634,060
			ア土		地	5,438,453	240,881	5,679,334	5,389,724
税			イ家		屋	7,014,136	310,672	7,324,808	6,952,642
176			ウ償	却資	産	2,312,767	102,438	2,415,205	2,291,694
		(2)	交	付	金	140,075	_	140,075	140,075
	3	軽	自 動	東	税	642,594	28,385	670,979	630,970
	4	市	ただ	ヹ こ	税	1,490,386	_	1,490,386	1,490,386
			計			1,690,471	73,206	1,763,677	1,675,462
目	1	入	湯	<u> </u>	税	89,142	2,398	91,540	88,368
的	2	都	市計	上 画	税	1,601,329	70,808	1,672,137	1,587,094
税		(1)	土		地	828,259	36,624	864,883	820,845
		(2)	家		屋	773,070	34,184	807,254	766,249
	3	国民	健康保	 : 険 税	i.	5,629,608	1,793,476	7,423,084	5,189,213

入	額		収約	内 率	
滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合 計	前年度
(E) 千円	(F) 千円	(D)/(A)×100 %	(E)/(B)×100 %	(F)/(C)×100 %	%
396,859	36,623,487	99.11	28.72	96.55	95.88
376,776	34,927,942	99.11	28.80	96.57	95.91
195,043	17,850,718	99.07	31.15	96.77	96.21
5,768	420,999	98.82	31.82	96.05	95.43
182,735	13,337,134	98.82	31.82	96.05	95.43
_	78,188	100.00	_	100.00	100.00
1,574	984,676	99.90	19.43	99.24	99.16
4,966	3,107,909	99.90	19.43	99.24	99.16
174,064	14,948,199	99.12	26.62	96.07	95.19
174,064	14,808,124	99.11	26.62	96.04	95.14
64,108	5,453,832	99.11	26.62	96.04	95.14
82,698	7,035,340	99.11	26.62	96.04	95.14
27,258	2,318,952	99.11	26.62	96.04	95.14
_	140,075	100.00	_	100.00	100.00
7,669	638,639	98.19	27.02	95.18	94.41
_	1,490,386	100.00	_	100.00	100.00
20,083	1,695,545	99.11	27.43	96.14	95.32
1,205	89,573	99.13	50.25	97.85	98.48
18,878	1,605,972	99.11	26.66	96.04	95.14
9,764	830,609	99.11	26.66	96.04	95.14
9,114	775,363	99.11	26.66	96.04	95.14
286,704	5,475,917	92.18	15.99	73.77	73.32

4 市税負担状況調

	5	Λ			平成2	7年度			平成2	8年度			平成29	9年度	
	区	分		税	額	伸	率	税	額	伸	率	税	額	伸	率
	士 锐	4/12	佐石		円		%		円		%		円		%
	市税	総	額	14	18,729		0.4	1	48,589		△ 0.1	15	2,598		2.7
人口一	市民	税 個	人	5	56,241		5.1	!	55,949		△ 0.5	5	7,328		2.5
人当たり	純 固 定	資産	税	Ę	59,916		△ 0.9	(60,678		1.3	6	1,646		1.6
	その	他の	税	9	32,572	4	△ 4.8	;	31,962		△ 1.9	3	3,624		5.2
	市 税	総	額	34	18,260		△ 0.3	3.	44,259		△ 1.1	34	9,529		1.5
一世帯	市民	税 個	人	13	31,692		4.4	1:	29,625		△ 1.6	13	1,311		1.3
帯当たり	純 固 定	至資 産	税	14	10,298		△ 1.6	1.	40,581		0.2	14	1,201		0.4
	2 n	他の			76,270	,		,	74,053		△ 2.9	7	7,017		4.0

備考 税額=現年課税(調定額)/4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

	区			分		平	成	28 年	度	平	成	29	年月	隻	平	成	30	年 度
合	紗	租税	義 務	者	数			116	5,892				118,0	人 042				人 119,554
r	埃) 等	割	0)	み			8	,209				8,3	350				8,545
計	均) 等割	• 所 得	割台	算			108	,683				109,6	692				111,009
特	給	税	義務	者	数			69	,346				71,	597				80,025
יוי	坟	等	割	0	み			1	,649				1,7	715				2,299
別	与] 等 割	• 所 得	割台	算			67	,697				69,8	882				77,726
Silulter	年	税	義務	者	数			17	,945				18,3	354				18,679
徴	坟) 等	割	0)	み			2	,744				3,0	031				3,144
収	金比] 等 割	• 所 得	割台	算			15	,201				15,3	323				15,535
普	紗	税	義務	者	数			29	,601				28,0	091				20,850
普通徴	坟	等	割	\mathcal{O}	み			3	,816				3,6	604				3,102
収	坟) 等割	• 所 得	割台	育			25	,785				24,4	487				17,748
胜 口	11 2世	ı[\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	牟 敦 =		給与			7	,307				7,6	683				9,672
特另	川 徴	収彰	義 務 🧦	者——	年金				9					9				9

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	-	平 成	28	年	度	平	成	29	年	度	平	成	30	年	度
					人					人					人
納 税 義 務 者 数				116	,914				118	3,121				119	,617
均等割のみ				8	3,249				8	3,401				8	3,596
均等割•所得割合算				108	3,665				109	9,720				111	,021

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

	区	,	分	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度	平	成	30	年	度
合	課	税所得	金額			227	,769	千円), 610			235	5,590	千円),903			237	,379	千円 9,120
	所	得	割			12	,905	,487			13	3,208	3,860			13	3,290),001
計	均	等	割				409	,196				413	3,414				382	2,653
		計				13	,314	,683			13	3,622	2,274			13	3,672	2,654
特	所	得	割			9	,925	5,587			10	,168	8,878			10	,913	3,116
別徴	均	等	割				289	,615				297	7,580				290),232
収		計				10	,215	,202			10	,466	5,458			11	,203	3,348
普	所	得	割			2	,979	,900			3	3,039	9,982			2	2,376	5,885
通徴	均	等	割				119	,581				115	5,834				92	2,421
収		計				3	,099	,481			3	3,155	5,816			2	2,469	9,306

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

	区	5	}	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度	平	成	30	年	度
合	課移	总所得:	金額			227	,769	千円 ,610			235	5,590	千円),903			237	,379	千円),120
	所	得	割			8	,601	,377			8	,803	3,535			8	,857	,741
計	均	等	割				233	,825				236	5,236				239	,230
		計				8	,835	,202			Ö	,039	9,771			9	,096	,971
特	所	得	割			6	,615	,567			6	5,777	7,702			7	,273	,741
別 徴	均	等	割				165	,488				170	,041				186	,415
収		計				6	,781	,055			6	5,947	7,743			7	,460	,156
普	所	得	割			1	,985	,810			2	2,025	5,833			1	,584	,000
通 徴	均	等	割				68	,337				66	5,195				52	,815
収		計				2	,054	,147			2	2,092	2,028			1	,636	,815

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

年 度	平 成 28 年	三 度	平 成 29 年	E 度	平 成 30 年	F 度
区分	人員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%
給 与 所 得 者	86,937	80.0	87,974	80.2	89,344	80.5
営業等所得者	4,211	3.9	4,226	3.9	4,230	3.8
農業所得者	621	0.6	631	0.6	629	0.6
その他の所得者	15,838	14.6	15,856	14.5	15,586	14.0
譲渡所得等の所得者	1,076	1.0	1,005	0.9	1,220	1.1
合 計	108,683	100.0	109,692	100.0	111,009	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

		_	年	度	平质	文 28 ^全	下 度	平成	29	年 度	平 成 30 年	F 度
区	分				税	額	構成比	税	額	構成比	税額	構成比
						千円	%		千日	日 %	千円	%
給	与	所	得	者	10	0,771,355	83.6	10	,958,17	9 83.1	11,029,568	83.1
営	業	等 所	得	者		620,811	4.8		633,62	0 4.8	638,423	4.8
農	業	所	得	者		74,113	0.6		82,61	6 0.6	71,939	0.5
そ	の他	の原	所 得	者		966,180	7.5		971,44	2 7.4	962,467	7.3
譲	渡所往	等等の	所得	者		456,397	3.5		542,97	9 4.1	566,827	4.3
合				計	12	2,888,856	100.0	13	,188,83	6 100.0	13,269,224	100.0
(平 :	均 税	率)		6.0			6.	0	6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 30年度課税状況調(当初)

区分	均等割	のみを納める者
所得者区分	人員	均 等 割 額
	人	千円
給 与 所 得 者	4,090	14,314
営業等所得者	751	2,629
農業所得者	117	410
その他の所得者	3,587	12,555
家屋敷等のみ	0	0
合 計	8,545	29,908
平 成 29 年 度	8,350	29,226

備考 7月1日現在の現年課税分

5 30年度課税所得の状況

(1) 課稅標準段階別所得

区 分課税標準段階	納 税 義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に 係る雑所得	上場株式 等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,722	2,957,169	35,040	3,883	1,891,133	26,672	82,494	4,996,391
10万円超~100万円以下	36,958	49,731,053	6,769	10,833	804,529	49,459	118,536	50,721,179
100万円超~200万円以下	31,179	76,864,524	9,559	11,657	705,375	3,909	125,112	77,720,136
200万円超~300万円以下	17,363	65,491,877	12,443	6,539	597,238	788	93,784	66,202,669
300万円超~400万円以下	9,365	47,410,156	4,870	5,809	261,865	4,305	114,088	47,801,093
400万円超~550万円以下	5,863	37,744,565	6,086	8,542	599,162	18,705	81,151	38,458,211
550万円超~700万円以下	2,181	17,687,704	9,539	8,616	102,658	183	30,266	17,838,966
700万円超~1,000万円以下	1,498	15,341,715	4,052	6,872	162,811	0	175,949	15,691,399
1,000万円を超える金額	1,880	37,902,675	5,817	70,663	509,424	5,602	3,308,639	41,802,820
合 計	111,009	351,131,438	94,175	133,414	5,634,195	109,623	4,130,019	361,232,864

備考 7月1日現在の現年課税分

坟	7等割と所得割を納める	者	合	計
人員	均等割額	所得割額	人員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
89,760	314,160	11,205,182	93,850	11,533,656
4,260	14,910	650,385	5,011	667,924
632	2,212	72,229	749	74,851
16,357	57,249	1,341,663	19,944	1,411,467
0	0	0	0	0
111,009	388,531	13,269,459	119,554	13,687,898
109,692	383,924	13,188,909	118,042	13,602,059

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,293	5,261	5,250	5,264
1千万円以下	50人超	43	50	51	51
1千万円超1億円以下	50人以下	1,230	1,224	1,240	1,237
1千万円超1億円以下	50人超	107	109	108	110
1億円超10億円以下	50人以下	401	414	445	438
1億円超10億円以下	50人超	57	55	55	54
10億円超	50人以下	601	625	621	625
10億円超50億円以下	50人超	18	20	19	20
50億円超	50人超	47	48	55	57
合	H	7,797	7,806	7,844	7,856
伸	率	0.7 %	0.1 %	0.5 %	0.2 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分

各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)

30年度は6月末現在の数値

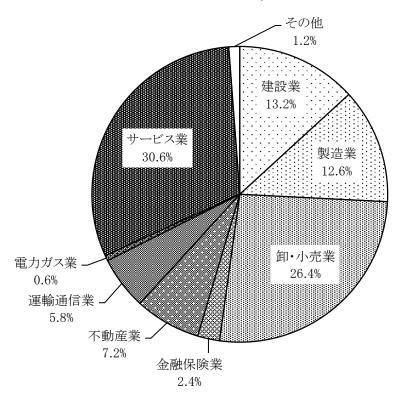
(2) 年度別調定額

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		千円	千円	千円	千円
	税割	3,299,823	2,922,911	2,651,251	3,050,764
現年度分	均等割	944,617	914,506	949,648	967,580
	計	4,244,440	3,837,417	3,600,899	4,018,344
	税割	64,233	73,761	72,037	55,275
過年度分	均等割	14,389	14,128	18,906	16,522
	計	78,622	87,889	90,943	71,797
	税割	3,364,056	2,996,672	2,723,288	3,106,039
合 計	均等割	959,006	928,634	968,554	984,102
	計	4,323,062	3,925,306	3,691,842	4,090,141
	伸 率	10.5 %	△ 9.2 %	△ 5.9 %	10.8 %

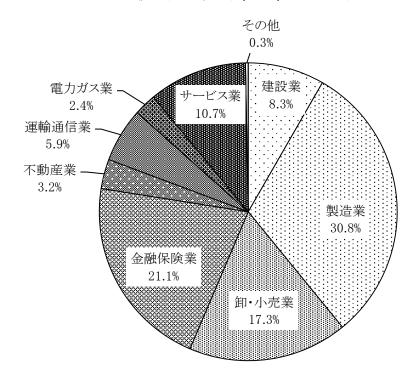
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成29年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法 人 数 (7,844社)



税 割 額 (3,050,764千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

左庇	√公 <i>安</i> 百	温仁調学婚	珀仁細少姑				
年度	総額	過年調定額	現年調定額	農業	林業	鉱業	建設業
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
10	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
19	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
20	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
21	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
22	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
0.0	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	\triangle 4.5
23	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
0.4	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
24	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
O.F.	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
25	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
0.0	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
26	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
07	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
27	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
00	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
28	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
60	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
29	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352

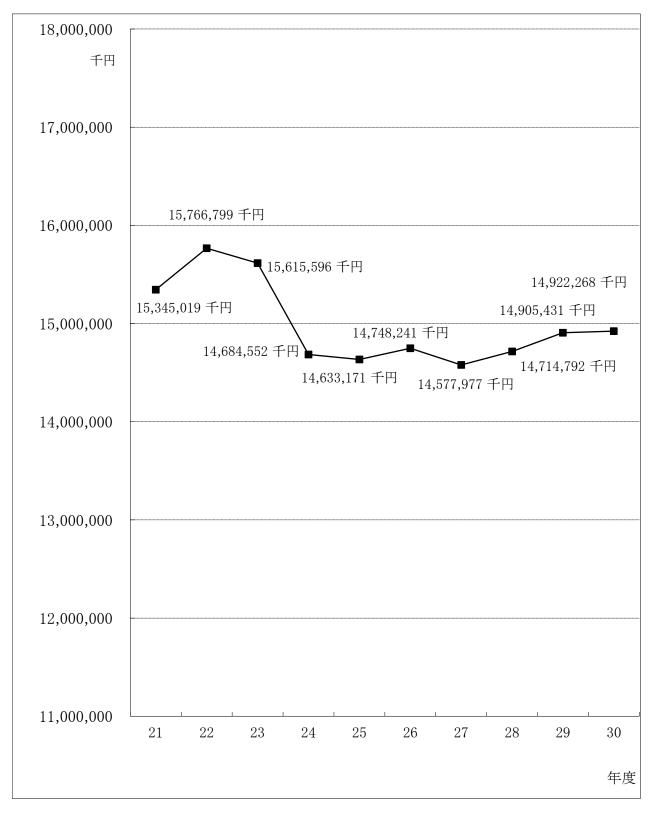
上段 前年対比伸率 % 下段 決 算 額 千円

製 造 業	卸小売業	金融業	不動産業	運 輸 通 信 業	電 力 ガス業	サービス業
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	\triangle 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	\triangle 35.6	△ 30.4	△ 19.1	\triangle 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	\triangle 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

固定資産税 IV

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 30年度は7月末調定の数値 2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

	区	ي		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
課	土		地	396,013,300千円	396,171,465千円	395,098,213千円	396,058,606千円
税	家		屋	489,072,452	497,641,141	509,570,041	499,236,640
標準	償	却資	産	163,357,776	165,593,655	168,020,197	178,740,070
額		計		1,048,443,528	1,059,406,261	1,072,688,451	1,074,035,316
1	锐		額	14,446,453	14,579,421	14,765,356	14,780,218
ń	納 税	義務	者	91,903人	92,252人	92,617人	92,485人

⁽注) 1 30年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

(2) 交付金

区分	平成27年度	平成 28 年 度	平成29年度	平成30年度
算 定 標 準 4	頁 9,394,637千円	9,669,458千円	10,005,435千円	10,146,508千円
税	頁 131,524	135,371	140,075	142,050
納 税 義 務	首 16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 27 年度	平成 28 年 度	平成29年度	平成30年度
課税標準額	1,057,838,165千円	1,069,075,719千円	1,082,693,886千円	1,084,181,824千円
税額	14,577,977	14,714,792	14,905,431	14,922,268

² 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

3 土地の概要

区分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積	28	203,673	49,327	32,065	39,408
(千m²)	29	203,693	49,245	31,924	39,576
	30	203,450	48,906	28,573	39,790
評価額	28	(396,195,515) 1,031,316,959	(14,263,008) 33,599,563	(8,939,477) 34,714,872	(323,867,895) 892,640,859
()内は 課税標準額	29	(395,118,857) 1,028,834,228	(14,140,425) 32,441,269	(9,046,539) 33,724,588	(323,566,544) 893,412,435
(千円)	30	(396,090,305) 1,035,930,077	(13,933,583) 31,180,133	(9,047,475) 32,784,563	(325,644,396) 903,634,998
筆 数	28	367,564	41,771	45,726	224,354
(筆)	29	368,503	41,588	45,550	225,662
	30	369,834	40,811	39,959	227,734
提示平均価額	28		140	48	22,932
	29		140	48	22,835
(円/㎡)	30		140	50	22,956
平均価格	28	4,774	140 (169)	48 (83)	22,533 (213,240)
()内は	29	4,763	140 (169)	48 (83)	22,454 (210,760)
最高価格 (円/㎡)	30	4,796	140 (169)	50 (83)	22,584 (206,500)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く) 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値

³ 各年度とも概要調書の数値

池 沼	山 林	原 野	雑 種 地
3,715	64,389	9,425	5,344
3,715	64,461	9,397	5,374
3,721	68,166	8,938	5,355
(103,850) 118,944	(1,487,319) 1,577,447	(415,942) 506,235	(47,048,244) 68,089,259
(103,850) 118,944	(1,469,129) 1,550,053	(412,649) 500,669	(46,309,591) 67,016,140
(107,434) 125,822	(1,534,488) 1,611,487	(387,407) 470,463	(45,367,492) 66,054,581
352	31,675	11,578	12,073
352	31,720	11,542	12,054
352	38,237	10,728	11,978
	20		
	20		
	20		
32 (9,327)	20 (35)	49 (41,500)	12,717 (175,000)
32 (9,327)	20 (35)	49 (41,060)	12,443 (170,000)
34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,305 (168,000)
	3,715 3,715 3,721 (103,850) 118,944 (103,850) 118,944 (107,434) 125,822 352 352 352 352 352 352 353	3,715 64,389 3,715 64,461 3,721 68,166 (103,850) (1,487,319) 118,944 1,577,447 (103,850) (1,469,129) 118,944 1,550,053 (107,434) (1,534,488) 125,822 31,675 352 31,720 352 31,720 352 38,237 20 20 (9,327) (35) 32 (9,327) 34 20	3,715 64,389 9,425 3,715 64,461 9,397 3,721 68,166 8,938 (103,850) (1,487,319) (415,942) 118,944 1,577,447 506,235 (103,850) (1,469,129) (412,649) 118,944 1,550,053 500,669 (107,434) (1,534,488) (387,407) 125,822 1,611,487 470,463 352 31,675 11,578 352 31,720 11,542 352 38,237 10,728 20 20 20 20 20 49 (9,327) (35) (41,500) 32 20 49 (9,327) (35) (41,060) 34 20 48

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
	28	120,809	18,249 ←m²
総数	29	121,201	18,342
	30	121,483	18,393
	28	85,774	9,777
木 造	29	85,923	9,822
	30	86,020	9,859
	28	35,035	8,472
非 木 造	29	35,278	8,520
	30	35,463	8,534

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

5 償却資産の概要

1		
区分	年 度	決 定 価 格
	28	168,743,775 千円
総数	29	170,031,999
	30	182,327,986
	28	27,340,786
構築物物	29	29,330,549
	30	35,565,211
	28	60,613,388
機 械 及 び 装 置	29	62,081,069
	30	63,638,151
	28	6,603
船舶	29	3,260
	30	2,451
	28	124,664
航空機	29	406,094
	30	505,566
	28	869,167
車両及び運搬具	29	865,550
	30	911,410
	28	23,890,751
工 具 器 具 及 び 備 品	29	23,734,249
	30	27,108,468
	28	55,898,416
法 第 389 条 関 係 分(配 分)	29	53,611,228
	30	54,596,729

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

² 各年度とも概要調書の数値

² 各年度とも概要調書の数値

評価額	平均価格
498,457,635 千円	㎡当り 27,313 円
510,470,758	27,830
500,320,604	27,202
164,854,887	16,861
170,199,420	17,328
166,110,056	16,849
333,602,748	39,376
340,271,338	39,938
334,210,548	39,162

	課税標準	額の内訳
課 税 標 準 額	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
164,423,883 千円	6,506,167 千円	102,485,329 千円
166,404,673	5,875,443	106,918,002
178,295,672	3,992,230	120,844,188
26,832,688	416,088	26,416,600
28,788,564	377,682	28,410,882
35,105,901	299,459	34,806,442
57,306,450	6,019,519	51,286,931
59,005,332	5,475,063	53,530,269
61,218,167	3,672,033	57,546,134
6,603	0	6,603
3,260	0	3,260
2,451	0	2,451
124,664	0	124,664
406,094	0	406,094
505,566	0	505,566
869,167	0	869,167
865,532	74	865,458
911,395	77	911,318
23,851,924	70,560	23,781,364
23,724,663	22,624	23,702,039
27,092,938	20,661	27,072,277
55,432,387	_	_
53,611,228	_	_
53,459,254	_	_

6 年度別新增分家屋

		区 分	平成28年度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度				
	専	棟 数(棟)	781	823	784				
	用住	床 面 積(㎡)	91,050	94,216	89,815				
木造家屋	住宅	決定価格(千円)	4,850,843	5,036,051	5,238,825				
家屋	そ	棟 数 (棟)	119	112	105				
	\mathcal{O}	0)	0	0)	\mathcal{O}	床 面 積(㎡)	20,306	15,933	17,171
	他	決定価格(千円)	963,667	750,792	835,482				
木造	家	棟 数(棟)	304	422	383				
以外		床 面 積(㎡)	70,218	108,158	66,205				
クト の	屋	決定価格(千円)	5,874,374	8,286,264	5,309,593				
í	<u></u>	棟 数 (棟)	1,204	1,357	1,272				
		床 面 積(㎡)	181,574	218,307	173,191				
	計	決定価格(千円)	11,688,884	14,073,107	11,383,900				

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

		区分	平成28年度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
	専	棟 数(棟)	618	702	688
	用住宅	床 面 積(㎡)	46,840	51,182	51,452
木造家屋	宅	決定価格(千円)	418,939	462,621	418,721
家屋	そ	棟 数(棟)	391	357	347
	0	床 面 積(㎡)	21,952	16,219	18,317
	他	決定価格(千円)	125,984	78,517	121,132
木造	家	棟 数(棟)	329	257	262
以外		床 面 積(㎡)	92,502	56,620	50,245
クト	屋	決定価格(千円)	2,840,508	1,542,496	1,130,323
í		棟 数(棟)	1,338	1,316	1,297
		床 面 積(m²)	161,294	124,021	120,014
į	計	決定価格(千円)	3,385,431	2,083,634	1,670,176

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

	区	分		平	成	27	年	度	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度
消	費	本	数			31	5,986	千本			30	3,536	5 千本			28	7,310	千本
調	Ę	É	額			1,62	6,987	千円			1,56	6,460	千円			1,49	0,386	千円

2 入湯税

	区	分		平	成	27	年	度	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度
課	税	人	員			77	1,819	人			73	6,506	人			72	3,298	人
調	定	-	額			94	4,361	千円			8	9,934	千円			8	9,142	千円

3 都市計画税

Þ	区 分	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
課 標	土地	415,196,910 千円	416,606,771 千円	423,409,014 千円
準	家 屋	379,432,373 千円	388,847,248 千円	382,018,758 千円
税額	計	794,629,283 千円	805,454,019 千円	805,427,772 千円
調	定 額	1,579,513 千円	1,601,329 千円	1,595,253 千円
納税	義務者数	58,517 人	58,715 人	58,807 人

備考 30年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

	区	分		平	成	28	年	度	平	成	29	年	度	平	成	30	年	度
調	定	<u>:</u>	額			5,96	52,876	千円			5,6	42,628	千円			5,46	4,478	千円
						ć	35,317	世帯				33,999	世帯			3	3,134	世帯
				7割軽	咸対象世	帯数	8,927	世帯	7割軽	减対象世	帯数	8,717	世帯	7割軽	减対象世	帯数	8,761	世帯
				5割軽	咸対象世	帯数	4,986	世帯	5割軽	减対象世	帯数	4,981	世帯	5割軽	咸対象世	帯数	4,802	世帯
				2割軽	咸対象世	帯数	4,044	世帯	2割軽	减対象世	帯数	3,771	世帯	2割軽	咸対象世	帯数	3,664	世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

					賦 課 期	月日 現 7	<u> </u>	非課税	課税免除	差引課税台数	
l	区		分	年度	一般	官公署	計 (1)	(官公署)(2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	調定額
				28	101,010 台	459 台	101,469 台		1,485 台	99,525 台	616,301 千円
Ť	総		数	29	100,958	458	101,416	458	1,509	99,449	642,811
				30	101,173	454	101,627	454	1,555	99,618	666,091
		EO.	c以下	28	10,394	41	10,435	41	43	10,351	20,702
		OUC	C以下	29 30	9,699 9,223	41 41	9,740 9,264	41 41	40 56	9,659 9,167	19,318 18,334
原			. lan	28	875	17	892	17	5	870	1,740
動)cc超	29	832	17	849	17	4	828	1,656
機 付		900	c以下	30	806	17	823	17	5	801	1,602
自		90	oca超	28	1,350	14	1,364	14	4	1,346	3,230
転			cc以下	29	1,388	15	1,403	15	6	1,382	3,317
車				30	1,412	15	1,427	15	4	1,408	3,379
,	7	. –	カー	28 29	147 144	1 1	148 145	1 1	0	147 144	544 533
	_	. –	- //	30	136	1	137	1	1	135	500
		=	輪車	28	3,299	8	3,307	8	0	3,299	11,876
		(12	25cc超	29	3,202	8	3,210	8	0	3,202	11,527
		250	cc以下)	30	3,173	8	3,181	8	0	3,173	11,423
		_	±^ +-	28	0	0	0	0	0	0	0
		三	輪車	29	0	0	0	0	0	0	0
				30 28	0	0	0	0	0	0	0
			輪車	29	0	0	0	0	0	0	0
		(新	税率)	30	0	0	0	0	0	ő	0
		三	輪車	28	3	0	3	0	0	3	14
			₩ ₽ 果税率)	29	3	0	3	0	0	3	14
		、里巾	木/兆 十 /	30	3	0	3	0	0	3	14
		三	輪車	28	0	0	0	0	0	0	0
			%軽課)	29 30	0	0	0	0	0	0	0
				28	0	0	0	0	0	0	0
			輪車	29	0	0	0	0	0	ő	0
軽		(50%	《軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0
TT.		三	輪車	28	0	0	0	0	0	0	0
			%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0
自		(20	/• (III IV)	30	0	0	0	0	0	0	0
			営業用	28 29	4 6	0	$\frac{4}{6}$	0 0	0	4 6	22 33
=c:		乗	白木川	30	8	0	8	0	0	8	33 44
動		用		28	42,459	68	42,527	68	873	41,586	299,419
			自家用	29	38,798	64	38,862	64	809	37,989	273,521
車				30	35,512	60	35,572	60	759	34,753	250,222
平			ᄣᄴᇚ	28	392	0	392	0	5	387	1,161
	四	//	営業用	29	339	0	339	0	4	335	1,005
		物		30 28	313 12,696	0 175	313 12,871	0 175	4 181	309 12,515	927 50,060
		用	自家用	29	11,201	155	11,356	155	152	11,049	44,196
	±Δ.		L 23.713	30	9,943	141	10,084	141	113	9,830	39,320
	輪		営業用	28	0	0	0	0	0	0	0
		-	五 未 用 (新税率)	29	0	0	0	0	0	0	0
		乗	2010017	30	1	0	1	0	0	1	7
	車	用	自家用	28	469	1	470	1	11 77	458	4,946
	•		(新税率)	29 30	4,164 8,030	4 9	4,168 8,039	4 9	161	4,087 7,869	44,140 84,985
			27/ Alb Em	28	18	0	18	0	0	18	68
		15	営業用	29	67	0	67	0	0	67	255
		貨物	(新税率)	30	122	0	122	0	0	122	464
		用用	自家用	28	760	10	770	10	8	752	3,760
		7 13	(新税率)	29	1,765	26	1,791	26	16	1,749	8,745
		1	/	30	2,883	33	2,916	33	23	2,860	14,300

備考 7月1日現在の現年課税分

					賦課其	男 日 現 r	左 台 数	非課税	課税免除	差引課税台数	
	X		分	年度	一般	官公署	計 (1)	(官公署)(2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	調定額
			営業用	28	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 千円
		乗	(重課税率)	29 30	0	0	0	0	0	0	0
		用用	4 4 8	28	9,063	17	9,080	17	213	8,850	114,165
		,	自家用 (重課税率)	29	10,498	19	10,517	19	256	10,242	132,122
			(重がルー)	30	11,168	20	11,188	20	271	10,897	140,571
		11	営業用	28 29	122 128	0	122 128	0	2 2	120 126	540 567
dere		貨物	(重課税率)	30	127	0	127	0	2	125	563
軽		用用	自家用	28	8,437	57	8,494	57	95	8,342	50,052
自			(重課税率)	29 30	8,808 8,879	63 69	8,871 8,948	63 69	98 113	8,710 8,766	52,260 52,596
			営業用	28	0	0	0	0	0	0	0
動		=	(75%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0
車		乗用		30 28	0	0	0 1	0	0	0	<u>0</u> 3
4-) 11	自家用 (75%軽課)	29	2	0	2	0	0	2	5
	四		(10% 年至 13年7)	30	0	0	0	0	0	0	0
.1.			営業用	28 29	0	0	0	0	0 0	0	0
小		貨幣	(75%軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0
型		物用	自家用	28	1	0	1	0	0	1	1
) 11	(75%軽課)	29	1	0	1	0	0	1	1
特	輪	H		30 28	0	0	0	0	0	0	0
殊			営業用 (50%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0
<i>></i> /K		乗	(30/0年生1末)	30	0	0	0	0	0	0	0
自		用	自家用	28 29	1,261 1,007	$\frac{1}{2}$	1,262 1,009	1 2	17 16	1,244 991	6,718 5,351
≇ 4	١,,		(50%軽課)	30	613	1	614	1	12	601	3,245
動	車		営業用	28	0	0	0	0	0	0	0
車		貨	(50%軽課)	29 30	0	0	0	0	0	0	0 0
		物	ф Д	28	0	0	0	0	0	0	0
		用	自家用 (50%軽課)	29	0	0	0	0	0	0	0
			(00% (11%)(7)	30 28	0	0	0	0	0	0	0
			営業用	28 29	1	0	1	0	0	1	0 5
輪		乗	(25%軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0
の		用	自家用	28	1,948	1	1,949	1	26	1,922	15,568
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			(25%軽課)	29 30	1,586 1,496	$\begin{array}{c} 2 \\ 0 \end{array}$	1,588 1,496	2 0	28 29	1,558 1,467	12,620 11,883
小			営業用	28	17	0	17	0	0	17	49
邢川		貨	名 乗 用 (25%軽課)	29	26	0	26	0	0	26	75 26
型		物		30 28	9 199	7	9 206	7	0	9 198	26 752
自		用	自家用 (25%軽課)	29	214	2	216	2	0	214	813
			(石豆/0半至11木)	30	147	0	147	0	0	147	559
動		雪	上 用	28 29	2 3	0	2 3	0	0 0	2 3	7 11
車	L	_ =	<u> </u>	30	2	0	2	0	0	2	7
		₁ ++-	1 +1L FT	28	3,223	6	3,229	6	0	3,223	7,735
		農	計 用	29 30	3,245 3,284	6 5	3,251 3,289	6 5	0	3,245 3,284	7,788 7,882
		.1.	、	28	3,284	12	3,289 459	12	0	3,284	2,637
			、型特殊 その他)	29	468	12	480	12	0	468	2,761
	_			30	483	12	495	12	0	483	2,850
			.輪小型	28 29	3,423 3,363	23 21	3,446 3,384	23 21	1 1	3,422 3,362	20,532 20,172
		(2	50cc超)	30	3,400	22	3,422	22	2	3,398	20,388

6 利子割交付金

	区		分		平成	₹ 27	年	度	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度
長	野	県	全	体		416	,946	千円			270,	378 =	千円		2	462,0	620	千円
	松	本	:	市		54	,576	千円			35,	713 =	千円			61,	415	千円

7 配当割交付金

	区		分		平 成	27 年	度	平	成	28	年 度	平	成	29	年	度
長	野	県	全	体	1,	163,951	千円		8	31,1	68 千F	3	1,	104,	402 -	千円
	松	本	\$	市		152,421	千円		1	.09,7	99 千月	3		146,6	345 ⁻	千円

8 株式等譲渡所得割交付金

	区		分		平 成	27	年	度	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度
長	野	県	全	体		1,195	,460	千円			483,	353	千円		1,	198,	621	千円
	松	本	:	市		156	,613	千円			64,	102	千円			159,	219	千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区	分	平 成	27	年	度	平	成	28	年	度	平	成	29	年	度
交	付 金		29	902	千円			30,	297	千円			29,	681	千円

10 口座振替納付の状況調(平成29年度振替済分)

合計 税目	F]	座	振	替	合	計		各税目の調定 に対する割合
市県民税	14	‡	数			4	40,276	件	30.2 %
(普通徴収)	利	兑	額			2,55	56,488	千円	44.5 %
固定資産税	14	‡	数			18	39,840	件	51.7 %
都市計画税	利	兑	額			8,77	77,986	千円	50.8 %
軽自動車税	14	‡	数			4	22,226	件	22.2 %
(全期)	利	兑	額			12	26,466	千円	19.6 %

期別税目	1 其	月	2	期		3	期		4	期	
市県民税	11,964	件		9,707	件		9,240	件		9,365	件
(普通徴収)	829,177	千円		576,217	千円		569,665	千円		581,429	千円
固定資産税	54,268	件		45,747	件		45,068	件		44,757	件
都市計画税	3,006,745	千円		1,937,805	千円	1,	921,208	千円	1	,912,228	千円
軽自動車税	22,226	件									
(全期)	126,466	千円									

合計税目	П	座	振	桂	ŧ	合	計		全 調 定 に 対 す る 割 合	
国民健康 保 険 税	件		数]	113,921	件	48.8	%
(普通徴収)	税		額			2,7	749,413	千円	54.9	%

期別税目	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保 険 税	13,587 件	13,405	13,311	12,421	12,381	12,365	12,229	12,180	12,042
(普通徴収)	327,317 千円	318,342	316,378	300,558	299,673	299,434	297,242	296,368	294,101

11 市税の徴収に要する経費

			区				分			平成27年	度	平成28年	度	平成29年	度
				1	市				税	35,834,493	千円	35,749,498	千円	36,623,487	千円
税	収	入	額	2	個	人	県	民	税	8,991,568		8,929,086		9,129,747	
				3			計			44,826,061		44,678,584		45,753,234	
				4	基		本		給	314,348		304,003		315,570	
				5	諸		手		当	189,852		181,494		189,412	
					(1)	超	過 勤	務 手	当	17,754		19,367		20,453	
	人	件	費		(2)	税	務 特	別手	当	25		0		0	
市					(3)	そ	の他	の手	当	172,073		162,127		168,959	
税及				6	そ		\mathcal{O}		他	134,819		125,915		128,890	
び 個				7	小				計	639,019		611,412		633,872	
人				8	旅				費	671		651		621	
県民税	需	用	費	9	賃				金	5,428		5,924		5,885	
に	IIII	/11	只	10	そ		\mathcal{O}		他	382,285		387,861		309,530	
係る当				11	小				計	388,384		394,436		316,036	
徴税				12	前刹	内報	奨 金	•その	他	79		61		62	
費	報及で	奨 バこわ	金に	13	納移	总貯	蓄組	合補則	力金	0		0		0	
		トる紹		14	納	税	報	爱 金	等	0		0		0	
				15	小				計	79		61		62	
	そ	の	他	16	そ		0)		他	190,854		132,730		181,692	
]	17	合				計		1,218,336		1,138,639		1,131,662	
				18	納税	通知	書数	による	金額	_		-		_	
				19	納税	義務	者数	による	金額	347,742		352,155		358,644	
	県月	已税		20	徴丩	又都	にに」	くる金	額	_		-		_	
	火収耳			21				兇以前∉ よる金		160		128		76	
				22				譲渡所行 寸•充当:		5,654		4,578		2,913	
				23	合				計	353,556		356,861		361,633	
24	市	税	に	係	る徴	収	費	(17-	23)	864,780		781,778		770,029	
市移	足及び	個人	、県日	そ税!	こ係る	徴税	経費(百円当	たり)	2.7	円	2.5	円	2.5	円
市	税に	. 係	る行	徴利	兑 経	費	(百	円当た	こり)	2.4	円	2.2	円	2.1	円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止 県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

12 証明・閲覧に関する調

(1) 平成30年度証明閱覧手数料

区 分	手	数料	備考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償却資産に関する証明	1枚	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状况

(単位件)

									<u> </u>
種別	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に関する証明			登記用	合 計
年度	税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	(土地・家屋等)			通 知	.,
27	54,553	439	8,365	9,365	8,949	14,757	0	11,656	108,084
21	(11,233)	100	0,000	3,000	(862)	(901)	0	11,000	100,004
28	55,317	409	7,323	9,387	8,023	11,976	0	12,263	104,698
20	(10,576)	403	1,020	3,301	(475)	(560)	O	12,200	104,030
29	54,899	361	8,095	9,658	7,767	11,861	0	12,077	104,718
49	(11,331)	301	0,095	9,000	(367)	(460)	U	12,011	104,710

備考「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位件)

			(11211/
年度 区分	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
土地図面の閲覧及び複写交付	1,350	1,137	797

税	_		_	_	年度		28	
目		分	<i>h</i>	+	~	Mr. A. A. A. A. In der	20	
			色	-		至完全給与額 		
	より	Н	色	- 中		者 最高限度額 配偶者 860,000円 その他 50	0,000円	
	控	給与	5所1	导控[最			
	除		- // .	* *	最	高 2,450,000円(給与収入15,000,000円超)		
	L L	雑				員総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の		^{或える額とのどちらか多い額}
	L	医		療		と 総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い	か額を超える支払医療費額	
	- 1		会	保		対 支払った金額の全額		
	- 1	小 共	規 済	模等	企掛	業 小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済	制度などにもとづいて支払った掛金	
						(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
	所					•一般生命保険	(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
,	"					·個人年金保険	(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
						それぞれで計算	(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円
	4E	4- 4	Δ <i>I</i> I	<i>17</i> △ \	el ∔nte l	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(1) 12,000円以下	支払保険料の全額
	得	生. 章	可 1米	: 陝 7	4 控	* ·一般生命保険	(2) 12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
						•個人年金保険	(3) 32,000円を超え56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
						介護医療保険	(4) 56,000円を超える場合	一律28,000円
†	控					それぞれで計算	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
113						各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
	ŀ	地	震	保	険 :	斗 地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保		最高25,000円
	除	障	•	寡		動障・寡・勤各々 260,000円 (特別障害者は300		
	ŀ	扶	_	般		§ 330,000円 (16歳以上)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , ,
		1/	特力		人扶	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(老人70歳以上)	
		養			見等扶			を常況としている者)
	ŀ	配		偶		者 330,000円 (老人控除対象配偶者380,000		
	- 1	配	偲	者		川配偶者の所得により30,000円~330,000円	1 4/	
	L	基	11-3	ш		整 330,000円		
						E 000,000 1		
						前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養業	見族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときの)み)を超える人
						前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養業・税率は一律6%・分離課税(譲渡所得等)け)み)を超える人
						・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除)み)を超える人
早			所	得]	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除	別計算)み)を超える人
民			所	祥	Ŧ,	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は・調整控除1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、	別計算 欠の①と②のいずれか小さい額の3%)み)を超える人
	税		所	往	3	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額	別計算 次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額	
		個	所	往	1	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①	別計算 欠の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5)	万円未満の場合は5万円)の3%
		個				・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から2	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額
		個	均	得	÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 ③ 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象額	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から2 同間番+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人}
		個			÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 到 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 到 5本金等の額が1億円未満の法人11.3%	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から2 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人}
		個	均		÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象額) ・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千P ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) O法人12.1%
		個人	均		÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 到 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 到 5本金等の額が1億円未満の法人11.3%	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から2 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1%
		個	均		÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象 到・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5) 合計 ②合計課税所得金額から 2(個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} シ法人12.1%
		個人	均		÷ ;	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象 到・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5元 合計 ②合計課税所得金額から2 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 円
: **		個人	均税	<u>.</u>	F	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 ・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5元 合計 ②合計課税所得金額から2 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000 50人起 120,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(挟養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 円
: **	税	個人法	均		F	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 「合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5元 合計 ②合計課税所得金額から2 配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000 50人超 150,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(挟養のあるときのみ)を超える人} か法人12.1% 円 円 円
:	税	個人	均税	<u>.</u>	F	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部 到・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2 合計 ②合計課税所得金額から2 定偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000 50人成 150,000 50人以下 130,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人})法人12.1% 円 円 円
	税	個人法	均税	<u>.</u>	F	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 到 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 中 円 円 円 円
	税	個人法	均税	<u>.</u>	F	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 到 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5元 合計 ②合計課税所得金額から2 (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	税率	個 人 法 人	均税	<u>.</u>	F	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円超	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2 合計 ②合計課税所得金額から2 に個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円 ・資本金等の額が1億円以上の 従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000 50人超 150,000 50人超 150,000 50人成下 160,000 50人以下 160,000 50人成 410,000 50人以下 410,000 50人成 1,750,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	税率配	個 人 法 人 当	均税均	<u>.</u>	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%資本金等の額(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円超 銀税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元(編者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人赵	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} か法人12.1% 円 円 円 円 円 円 円
	税率配	個 人 法 人	均税	<u>.</u>	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円超	次の①と②のいずれか小さい額の3% の合計 ②合計課税所得金額 の金額から②の金額を控除した金額(5元 合計 ②合計課税所得金額から2 (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 円 円 円 円 円 円 円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税率配控	個 人 法 人 当除	均税	<u>á</u>	**************************************	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 50億円 50億円 50億円 50億円 50億円 50億円 50	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元(編者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下50人超 120,00050人超 150,00050人超 150,00050人超 400,00050人超 400,00050人超 1,750,00050人超 1,750,00050人超 3,000,00050人超 3,000,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人] D法人12.1% 円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税 率 配控 住	個 人 法 人 当除 宅	均税 均 配 借	- 4	金 等	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超 100 50億円超 100 50億円超	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元(編者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下50人超 120,00050人超 150,00050人超 150,00050人超 400,00050人超 400,00050人超 1,750,00050人超 1,750,00050人超 3,000,00050人超 3,000,000	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人] D法人12.1% 円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税 率 配控 住	個 人 法 人 当除 宅	均税 均 配 借	- 4	**************************************	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.8% (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所名を定し、10所得税の住宅借入金等特別控除可能額 	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下 50,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 50人以下 410,000 50人以	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円 I円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税 率 配控 住	個 人 法 人 当除 宅	均税 均 配 借	- 4	金 等	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50億円超 100 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5)合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額が50合計 ③存金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 ※私募証券投資信託に係るも 5時税の課税総所得金額等の3%と58,500円の4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として 4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として 4.2%」と、「81,900円」として 4.2%」と、「81,900円」として 4.2%」と、「81,900円」として 4.2%」と、「81,900円」として 4.2%」と、「81,900円」として 4.2%」と、58,500円 4.2	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税 率 配控 住特	個 人 法 人 当除 宅別	均税 均 配 借税	入額	金控	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)。資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下50人超 120,00050人以下130,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下10,00050人以下	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(挟養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 一円 円円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	税 率 配控 住特	個 人 法 人 当除 宅別	均税 均 配 借税	入額	金 等	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50億円超 100 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下50人超 120,00050人以下130,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下160,00050人以下10,00050人以下	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(挟養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 一円 円円
·	税率配控住特	個 人 法 人 当除 宅別 寄	均税 均 配 借税 附		金控 全	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)。資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下 50,00050人以下 130,00050人超 150,00050人以下 160,00050人以下 160,00050人以下 160,00050人以下 410,00050人以下 410,000550人以下 41	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 四円 円円
	税率配控住特申	個 人 法 人 当除 宅別 寄 告	均税 均 配 借税 附 特		金控 全	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額から2合計 ②合計課税所得金額から2元偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数50人以下 50,00050人以下 130,00050人超 150,00050人以下 160,00050人以下 160,00050人以下 160,00050人以下 410,00050人以下 410,000550人以下 41	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人} D法人12.1% 四円
	税 率 配控 住特 <u>申</u> 配譲	個 人 法 人 当除 宅別 寄 告 書族	均税 均 配 借税 附 特額得	·	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.8% (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得 2)位宅借入金等特別控除適用前の前年の所認所以下で、10時限 2000所得 200	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額がら2合計 ②合計課税所得金額がら2個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 四円 円円
	税 率 配控 住特 <u>申配譲</u> 所	個 人 法 人 当除 宅別 寄 告当該得	均税 均 配 借税 附 特額得割	. 「	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% 資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5元合計 ②合計課税所得金額がら2合計 ②合計課税所得金額がら2個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 四円 円円
	税 率 配控 住特 <u>申</u> 配譲	個 人 法 人 当除 宅別 寄 告当該得	均税 均 配 借税 附 特額得	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.8% (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得 2)位宅借入金等特別控除適用前の前年の所認所以下で、10時限 2000所得 200	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5)合計 ②合計課税所得金額から2。 [四番+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千日・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」とし 特税額 円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特を例で指定する法人、団体等・・・・・ (告整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税を関いては、日本等を表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 (H,養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% (P)
	税 率 配控 住特 <u>申配譲</u> 所	個 人 法 人 当除 宅別 寄 告 書 茂 得	均税 均 配 借税 附 特額得割	- 「	等 金 全 上 </td <td>・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5</td> <td>次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5)合計 ②合計課税所得金額から2。 [個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 1750,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 ※私募証券投資信託に係るも界税の課税総所得金額等の3%と58,500円のレイ・2%」と、「58,500円」を「81,900円」とし得税額 円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例で指定する法人、団体等・・・・・(告整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税・年少扶養数+1)+32万円(扶養のある空除)]]×(市民税所得割一税額控除)/</td> <td>万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 「円</td>	・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、2 ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象部)・資本金等の額 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	次の①と②のいずれか小さい額の3%の合計 ②合計課税所得金額の金額から②の金額を控除した金額(5)合計 ②合計課税所得金額から2。 [個者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円・資本金等の額が1億円以上の従業員数 50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 1750,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 ※私募証券投資信託に係るも界税の課税総所得金額等の3%と58,500円のレイ・2%」と、「58,500円」を「81,900円」とし得税額 円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例で指定する法人、団体等・・・・・(告整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税・年少扶養数+1)+32万円(扶養のある空除)]]×(市民税所得割一税額控除)/	万円未満の場合は5万円)の3% 200万円を控除した金額 円(扶養のあるときのみ)を超える人) D法人12.1% 「円

税目	年度					28						
	区分	1 .	4 %									
	免税点	±		·円	家	屋 20	万円		償却資產	至 150	0万円	
固定		60%	評価負担水準 %超 %以上~70%以 %未満	評価% 下 前年/ 前年/	果税標準額の70% 度課税標 変の課税標 変の課税標 今年度 評価額	まで引下 準額据え 標準額+ の評価額	と置き	農地	評価負 90% 80~ 70~ 70 ~	以上 - 90 - 80	負担 1.0 1.0 1.0 1.1	25 05 75
資産	その他	生 宅 20% 地 20%	評価負担水準 %以上 %以上100%未済 %未満	本則課 ①本来 ②前年 ①②の	税となり引 の課税標 度課税標 ハずれか の額がく の%	準額 <a> 準額+< 低い額 A>×20%		場合は、				
税		1. 小規模住宅 2. その他の住 ⁵ 3. 市街化区域 4. 土地の課税 土地の課税 5. 家屋、償却 [§]	用地の課税標準 を用地の課税標準 農地の課税標準 標準額(農地以外 票準額(農地)= 資産の標準額=	単額=評価額の] 連額=評価額の] 単額=評価額の] 小)=前年度の課 前年度の課税標	1/6 D1/3 1/3 R税標準額 準額×負	質+評価 負担調整:		平石平石	成27年月	評価額	準額 ×特例	
軽自動車税	税率	二輪の軽自動 50cc 原付 50cc 90cc ミニガ 小型 <u>農耕</u> 特殊 その	超90cc以下 超125cc以下 7— 作業用 他 動車・雪上車		三輪の 四乗用輪 2 1 1 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 4 3 5 5 5 5 5 6 5 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 8 8	自営業用 営業家用 海業家用 海年度以降を ありる以下で がいます。 がいます。 は17排出力が は17半は は17半	① 3,100 7,200 5,500 4,000 3,000 に最初のネ に最初のネ から13年を 要件を満方 然ガス自動 ずス基準75% ずス基準75%	② 3,900 10,800 6,900 5,000 3,800 所規検査を 経過した車 に寸ものは、 に低減達成・ 低減達成・ 低減達成・ 低減達成・ 低減達成・	8,200 6,000 4,500 受けた軽 受けた軽 経自動車 購入翌年 出ガス規制 + H32燃費 + H27燃費 + H32燃費	2,700 1,800 1,300 1,000 自動車 自動車 巨度課税分 割NOx10% 費基準+20 費基準+35 費基準達房	⑤ 2,000 5,400 3,500 2,500 1,900 分のみ軽調 低減) %達成 %達成 対	延位(円) ⑥ 3,000 8,100 5,200 3,800 2,900
市たば	税率	紙巻た	ばこ等	5,262円 1,000本	日3級品の	の紙巻だ	_	<u>2,925円</u> 1,000本				
元税	その他	返還に係る製	!造たばこにつ	いても同様								
ス	湯 税	宿泊入湯客1	50円、その他(日帰り)20円								
都	税率	0.2%										
市計	免 税 点	固定資産税の)免税点適用の	のもの								
一 税	その他			59.4.19見直し 整措置を講ずる		斯化区域 ———	丈)					
		区分	所得割	平等割	均等	等割	賦課例	良度額				
国	民健康保険税	医療分	9.1%	22,700円	18	,800円	540	, 000円				
		支援金分	3.2%	7,400円	6	,500円	190	, 000円				
		介護分	2.6%	6,700円	6	,400円	160	,000円				

税				年.	度		29	
目	<u> </u>	分青	色:	専 従				
	入					元三紀 748 最高限度額 配偶者 860,000円 その他 5	00 000円	
	より	1			長低	650,000円	00,000 1	
	控险	給与	,所得	控除—		2,300,000円(給与収入12,000,000円超)		
	除	雑		月		2,300,000円(福子収入12,000,000円超) 総所得金額等の10%を超える損失の額と損失	の類のうな災害関連支出類の5万円を越	ラス質レのじたらか名い質
		医	3	療		総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低		たる低いて ののか多い。低
		社		呆 険	料	支払った金額の全額		
		小共		模 企 等 掛	業金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済	制度などにもとづいて支払った掛金	
						(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
	所					•一般生命保険	(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
						・個人年金保険 それぞれで計算	(3) 40,000円を超え70,000円まで(4) 70,000円を超える場合	支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
	汨	<i>d</i>	Λ /Π I	7A Jol Lid	• 17A	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(1) 12,000円以下	支払保険料の全額
	付	生 和	前 保	険料 控	三际	•一般生命保険	(2) 12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
						·個人年金保険 ·介護医療保険	(3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
市	控					・	(4) 56,000円を超える場合	一年28,000円
						各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
				呆 険		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害仍		
	除	障		<u>票</u> ・ 般 扶		障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は30 330,000円 (16歳以上)	0,000円、同居特別障害者は530,000円、	特別寡婦は300,000円)
		扶		V 1人 ・老 人 i		450,000円 (特定19歳~22歳)、380,000円	(老人70歳以上)	
		養		老親等		450,000円(老人扶養者のうち納税者また		常況としている者)
		配配	偶	偶 者 特	者则	330,000円(老人控除対象配偶者380,00 配偶者の所得により30,000円~330,000円	0円)	
		基	IPI -	日 1寸	礎	330,000円		
						前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養		み)を超える人
						・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)/ ・調整控除	は別計算	
民		個	所	得	割	・調金程序 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、	次の①と②のいずれか小さい額の3%	
						①所得税と市県民税の人的控除額の差額		
	税	人				2 合計課税所得金額が200万円超の方は、① ①所得税と市県民税の人的控除額の差額		
			均	等	割	0011170= 1111 100 7 111=1101 7=10	配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円	
			税			・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%	・資本金等の額が1億円以上の	注 1.1.2.1%
					割			14/114.170
						資本金等の額	従業員数	
		法				(1) 1千万円以下	50人以下 50,000	ч
		1						ч
		1				(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人超 150,000	ч ч ч ч
	率	1	均	等		 (1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人超 150,000 50人以下 160,000	ч ч ч ч ч
£14	率	人	均	等		(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人超 150,000 50人以下 160,000 50人超 400,000	ч ч ч ч ч ч
税	率		均	等		(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人超 150,000 50人以下 160,000 50人超 400,000	Ч Ч Ч Ч Ч Ч
税	率		均	等		(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 150,000 50人以下 160,000 50人以下 400,000 50人以下 410,000 50人超 1,750,000 50人以下 410,000	4 6 6 7 8 8 9 9 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18
税		人		等	割	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 150,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 3,000,000	4 5 6 7 8 8 9 9 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17
税	西面		均配	等	割	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 100 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 150,000 50人以下 160,000 50人以下 400,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 3,000,000 6 ※私募証券投資信託に係るもの	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
税	配控	人門当際	西己		割当	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(万)	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 4750,000 60 ※私募証券投資信託に係るもの 61 ※私募証券投資信託に係るもの	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
税	配控	人当除宅	配借	入 金	割当等	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超50億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所 ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 4750,000 60 ※私募証券投資信託に係るもの 61 ※私募証券投資信託に係るもの	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
税	配控	人当除宅	配借	入 金	割当等	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 3,000,000 6 ※私募証券投資信託に係るもの 特税の課税総所得金額等の3%と58,500 「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
税	配 控 住 特	人 当除 宅別	配借税	入 金 控	割当等除	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超50億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所 ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 3,000,000 6 ※私募証券投資信託に係るもの 特税の課税総所得金額等の3%と58,500 「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として 6 特税額	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 て で に に い で に い で に い で い で い で い い で い で
税	香 控 住特	人 当除 宅別 寄	配借税	入 金額 控	割当等除余	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円と超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所 都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条	50人以下 50,000 50人以下 120,000 50人以下 130,000 50人以下 150,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 50人超 3,000,000 666666666666666666666666666666	円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) C計算した金額 控除率×3/5} 附金-2000円)×6%
税	配 招 住特 申	人 当除 宅別 寄 告	配借税分额	入額 空 空 を 控 を を を を を を を を を を を	割当等除余除	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 2000万円と超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条特例控除*(課税総所得金額-人的控除差誤	50人以下 50,000 50人以下 120,000 50人以下 130,000 50人以下 150,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 50人超 3,000,000 666666666666666666666666666666	円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) C計算した金額 控除率×3/5} 附金-2000円)×6%
税	配	人 当除 宅別 寄 告当 著 告 当 第 告 当 第 告 当 第 告 当 第 告 当 第 告 当 第 市 一	配 借税 な 又割	入額 建 例は額の 株の 株の 株の と かん は を がられる かん	当 等除 余 除 等除	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超50億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 (10) 50億円超 (10) 50億円超 (10) 大変に変変が、である。 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(万ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所都道府県・市区町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50人以下 50,000 50人以下 120,000 50人以下 130,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 666666666666666666666666666666666	円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) (計算した金額 控除率×3/5) 附金-2000円)×6% n税ワンストップ特例」のみに適用
税	配控 住特 申配護所	人 当除 宅別 寄 告 <u>書</u> 渡得	配 借税 附 割所得割 事 本 文書	入額 ・ 例は額課 ・ クロード 控式控税	当 等除 余 除 等除 の	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 2000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(万ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所都道府県・市区町村・・・・・{(寄附金−2000県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条特例控除*(課税総所得金額−人的控除差調配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	50人以下 50,000 120,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 66666666666666666666666666666	円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) C計算した金額 控除率×3/5} 附金-2000円)×6% B税ワンストップ特例」のみに適用
税	配	人 当除 宅別 寄 告書房	配 借税 附 特額得 整 文書	入額 だ 例は額課 措金控 陸式控税	割当等除余除等除の置	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円以下 (10) 50億円超 (10) 50億円以下 (10) 50億円超 (10) 50億円以下 (10) 50億円以下 (10) 50億円以下 (10) 50億円超 (10) 50億円以下 (10) 50億円以	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50	円 円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) (計算した金額 控除率×3/5) 附金-2000円)×6% B税ワンストップ特例」のみに適用
税	配控 住特 申配護所	人 当除 宅別 寄 告 <u>書</u> 渡得	配 借税 附 割所得割 事 本 文書	入額 ・ 例は額課 ・ クロード 控式控税	当 等除 余 除 等除 の	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 2000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(万ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所都道府県・市区町村・・・・・{(寄附金−2000県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条特例控除*(課税総所得金額−人的控除差調配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	50人以下 50,000 120,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人以下 410,000 50人超 3,000,000 66666666666666666666666666666	円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) C計算した金額 控除率×3/5} 附金-2000円)×6% B税ワンストップ特例」のみに適用
税	配控 住特 申配護所	人 当除 宅別 寄 告書演得 国	配 借税 附 特額得割 整 税	入額 ・ 例は額課 ・ クロード 控式控税	当 等除 余 除 等除 の置 除	(1) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (2) 1千万円以下 (3) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (4) 1千万円超1億円以下 (5) 1億円超10億円以下 (6) 1億円超10億円以下 (7) 10億円超50億円以下 (8) 10億円超50億円以下 (9) 50億円超 (10) 50億円超 2000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.69 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.89 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(万ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所都道府県・市区町村・・・・・{(寄附金−2000県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条特例控除*(課税総所得金額−人的控除差調配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5	50人以下 50,000 50人超 120,000 50人以下 130,000 50人以下 130,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 160,000 50人以下 410,000 50	円 円 円 円 円 円 円 円 円 のを除く 円のいずれか少ない金額を限度) (計算した金額 控除率×3/5) 附金-2000円)×6% B税ワンストップ特例」のみに適用

税目	区分	年度	29								
	税	 率		1.4 %							
	免移			土 地 30万	7円	家 屋 207			償却資産	150	
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
				評価負担水準		課税標準額算出力			評価負担	1水準	負担率
固			商	70%超 60%以上~70%以 ⁻		額の70%まで引下 度課税標準額据え		農	90%以	人上	1.025
			業	60%未満		度の課税標準額+			80 ~	90	1.05
			未			今年度の評価額	頁×5%	地	70 ~	80	1.075
定			地		・上限	評価額×60%			70 未	満	1.10
				評価負担水準		課税標準額算	算出方法				
資				100%以上		税となり引下げ					
	その	他		20%以上100%未満	0 , ,,,	の課税標準額 <a> 度課税標準額+<					
			宅	20 /05/12/100 /05/14/		いずれか低い額	110 / 10 / 0				
産			地	20%未満	0	の額が〈A〉×20%	んを下回る場合	計は、			
				7 1 10 4	〈A〉×2	, -					
				〈 A 〉・・・ 今年度の評 主宅用地の課税標準			. 7.10 1 20	<u> 1</u>	Z成28年度	課税標	準額
税			2. その他の	の住宅用地の課税標	準額=評価額の		*負担水準=	平	成29年度記	平価額>	〈特例
				区域農地の課税標準 課税標準額(農地以外			可~什字田並	1の性	: <i>(</i> 周	0/	
				^{果祝倧华領(展地以外} 果税標準額(農地)=前	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	D = 04. 1 10. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	,	いい村	ログリギノへ 3 ツ	/0	
				賞却資産の課税標準額							
			6. 交付金=	=算定標準額に固定	資産税と同一の	税率を乗ずる。					
			1 原動核	幾付自転車、小型特 <i>®</i>	*白動宙	2. 三輪以上の軽	X 白				単位(円)
				自動車及び二輪の小			1 (2	2)	3	4	5 6
4~			1	50cc以下	単位(円)	三輪のもの 四輪 自家用	,	,900 800		1,000 2,700	2,000 3,000 5,400 8,100
軽				50cc超90cc以下	2,000	乗用 営業用		,900		1,800	3,500 5,200
自				90cc超125cc以下	2,400	四輪 自家用		,000		1,300	2,500 3,800
番札	414	च् <u>र</u> ीट		ミニカー 農耕作業用	3,700 2,400	貨物 営業用 ①平成26年度以前	/	,800 検査を		1,000	1,900 2,900
動	税	率	特殊	その他	5,900	②平成27年度以降	に最初の新規	黄査を	受けた軽自		
車				軽自動車·雪上車 小型自動車	3,600 6,000	③最初の新規検査④電気自動車・天然丸				△ /	上出ガス担制 海△\
税			<u></u> ∓m√2	71 土口 粉干	0,000	⑤乗用:H32燃費基					
1/1						⑥乗用:H32燃費基			カ:H27燃費基		
						※④~⑥は、H29.4以 ※⑤、⑥は、H17排出					
			1		5 000E						
市 た	税	率	本 科	巻たばこ等		日3級品の紙巻だ	<u>3,35</u> こばこ 1,00				
ば	7	, h1-						, U / T*			
こ税	その	他	返還に係	る製造たばこについ	ハても同様						
ス	湯	税	宿泊入湯	客150円、その他()	日帰り)20円						
都	税	率	0.2%								
市	免移	2 点	固定資産	税の免税点適用の	もの						
計画			市街化区	域のみ課税(昭和5	9.4.19見直しの)				
税	その	他	固定資産	税同様の負担調整	搭置を講ずる	,					
			区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度	額			
			医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540, 00	0田			
玉	民健康保	R 険 税		, 5.170	22,100	10,000 1	010, 00	~! 1			
			支援金	分 3.2%	7,400円	6,500円	190, 00	0円			
			介護分	7 2.6%	6,700円	6,400円	160, 00	0円			
			71 HX /3	2.0%	5,10011	5,100,1	100,00	-14			

税目			_		年度				30		
Ħ		分	色	甫	 従 者	完全給与額					
	入						配偶者 860,000円 その他 500	000 🖽			
	より	Н	巴	守			配摘在 800,000円 その他 500	,000円			
		給与	チ所行	导控隊	最低						
	除						(給与収入10,000,000円超)				
		雑			損	総所得金額等	の10%を超える損失の額と損失の	額のうち災気	害関連支出額	質の5万円を越える額と	のどちらか多い額
		医		療	費	どちらか片方	(1)従来の医療費控除 (限度額2,000,000円)			険金等により補てんされ 000円のいずれか少な!	1る金額) - (総所得金額等の合い額)
						を選択適用	(2)セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)	支払った物 12,000円	特定一般用医	至素品等購入費-保険	金等により補填される金額-
		社小	会規		険 料 企 業	支払った金額					
	所		済		掛金	小規模企業共	済制度や心身障害者扶養共済制	度などにも	とづいて支払	ムった掛金	
							成23年12月31日以前に契約)		(1) 15,000F		支払保険料の全額
						•一般生命() •個人年金()			1		支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円
	得					それぞれで			1	円を超える場合	一律35,000円
							ロ 男 成24年1月1日以降に契約)		(1) 12,000F		支払保険料の全額
		生化	命保	: 険 料	控除	•一般生命(支払保険料×1/2+6,000円
市	控					·個人年金伊	R 険				支払保険料×1/4+14,000円
						•介護医療促				円を超える場合	一律28,000円
						それぞれで					
	除						全体での控除適用限度額			うともに)70,000円	
		-	震				最高25,000円、旧長期損害保険				
		障	•				マ 260,000円 (特別障害者は300,000円)	000円、同居	子特別障害者	は530,000円、特別寡	婦は300,000円)
		扶			扶養 人扶養		円 (16歳以上) 円 (特定19歳~22歳)、380,000円(タイ20年に	1 L)		
		養	-		等扶養		7 (特定19歳~22歳)、380,000円(5 円(老人扶養者のうち納税者または			K 黄屋で同民を党別と	ていろ者)
		配	11.4 7	偶	者		円(老人控除対象配偶者380,000円			(子)周く同力と目がに	2 CV -0-E7
		配	偶			, ,	非により30,000円~330,000円	• /			
		基			礎	330,000					
民	税		所	得	割	①所得税 (2) 合計課税	5%・分離課税(譲渡所得等)は原 所得金額が200万円以下の方は、 と市県民税の人的控除額の差額の 所得金額が200万円超の方は、① と市県民税の人的控除額の差額合	欠の①と②()合計 (の金額から(②合計課税所 ②の金額を招	听得金額	
			均	等	割	3,500円	{合計所得金額が31万5千円×(控除対象配		族数+年少扶養	数+1)+18万9千円(扶養のあ	るときのみ)を超える人}
			税				額が1億円未満の法人11.3%	•資	本金等の額が	ぶ1億円以上の法人12.	1%
						資本金等の額			従業員数		
						(1) 1千万円.			50人以下	50,000円	
		法				(2) 1千万円			50人超	120,000円	
						(3) 1千万円 (4) 1千万円	_ 1011211		50人以下	130,000円	
	逑					(5) 1億円超			50人超 50人以下	150,000円	
税	率		均	等	割	(6) 1億円超			50人以下	400,000円	
		人					図50億円以下		50人足下	410,000円	
							图50億円以下		50人超	1,750,000円	
						(9) 50億円起	<u> </u>		50人以下	410,000円	
			L_			(10) 50億円起	-		50人超	3,000,000円	l
		当	配		当		2額1,000万円以下の場合 1.6%		※ ₹	ム募証券投資信託に係	 るものを除く
	控	除					注額1,000万円を超える部分 0.8%	14 ~ am ~ v ′			
	住特	宅別	借税	入額		ただし特定取 (1)所得税の信 (2)住宅借入金	除した金額に3/5を乗じた額(所得得に該当する場合には、「3%」を「4 得に該当する場合には、「3%」を「4 E宅借入金等特別控除可能額 支等特別控除適用前の前年の所得	.2%」と、「58 -税額	3,500円」を「8	31,900円」として計算し	た金額
		寄	附一	金 控	除		区町村・・・・・・{(寄附金-2000円				
							*・日赤・長野県及び松本市が条例				
						特例控除*(調	R税総所得金額-人的控除差調整 R税総所得金額-人的控除差調整	額に対する	5割合)*3/5	※「ふるさと納税ワンス	ストップ特例」のみに適用
					k式等 D控除	配当割額又は	は株式等譲渡所得割額の3/5				
			割			[{35万円×(キ	空除対象配偶者+扶養親族数+年	少扶養数	+1)+32万円](扶養のあるときのみ)	}
	調		整整	措			質等一(市県民税所得割-税額控				
	外						税額控除限度額の18%(所得税・)				
	非						頁1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未				
	_										

税目	区分	年度	30								
	区分 税	 率		1.4 %							
	免税			土 地 30万	円	家 屋 20万円					
					•	•					
				評価負担水準		果税標準額算出			評価負担水準	負担率	
固				70%超 60%以上~70%以7		質の70%まで引 度課税標準額据		農	90%以上	1.025	
				60%未満		を味代原単領店 度の課税標準額		,,,,	$80 \sim 90$	1.05	
			兼			今年度の評価	額×5%	地	$70 \sim 80$	1.075	
定			地		・上限	評価額×60%			70 未満	1.10	
資				評価負担水準 課税標準額算出方法							
				100%以上		鋭となり引下げ 					
	その		住	20%以上100%未満	0	①本来の課税標準額 <a> ②前年度課税標準額+<a>×5%					
			宅			②削年度課税標準額+ <a>×5% ①②のいずれか低い額					
産			地	20%未満	上記②	上記②の額が〈A〉×20%を下回る場合は、					
			(A)×20% 〈A>・・・ 今年度の評価額×住宅用地の特例率								
税			2. その他の住宅用地の課税標準額=評価額の1/3 平成30年度評価額×特例								
			3. 市街化区域農地の課税標準額=評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)=前年度の課税標準額+評価額(×住宅用地の特例率)×5%								
			土地の課税標準額(農地)=前年度の課税標準額×負担調整率								
			5. 家屋、償却資産の課税標準額=評価額 6. 交付金=算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。								
		b. 父刊 金 = 昇 た 保 準 領 に 固 正 貧 座 祝 と 同 一 <i>の</i> 祝 学 を 来 す る。									
			1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、 2. 三輪以上の軽自動車 単位(円)								
		率									
軽			5	0cc以下	2,000	四輪 自家用		,	12,900 2,700		
			原付 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下		2,000 2,400	乗用 営業用 四輪 自家用		5,900	8,200 1,800 6,000 1,300	, , ,	
自				<u> </u>	3,700	貨物 営業用		3,800	6,000 1,300 4,500 1,000		
動	税			農耕作業用	2,400 5,900	①平成26年度以				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
車			特殊 その他 二輪の軽自動車・雪上車		3,600						
<u> </u>			二輪の八	小型自動車	6,000						
税			⑤乗用:H32燃費基準+30%達成 貨物:H27燃費基準+35%達成 ⑥乗用:H32燃費基準+10%達成 貨物:H27燃費基準+15%達成								
			※④~⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準80%低減達成車に限る								
						※⑤、⑥は、H17排b 	出ガス基準75%低減 	達成又	はH30排出ガス基準50	%は減達成車に限る 	
市た	税	率	5,262円 4,000円 1,000士 1,000士								
ば			紙巻たばこ等 1,000本 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本								
こ税	その	他	返還に係る製造たばこについても同様								
フ	湯	税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税	率	0.2%								
	免 税	点	固定資産税の免税点適用のもの								
	7 ~	<i>h</i> 1-	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域)								
	その	他	固定資産和	固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。							
	1		区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度	額			
151	民健康保	除 码	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	580, 00	00円			
国.			支援金分	→ 3.2%	7,400円	6,500円	190, 00	00円			
			介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160, 00	00円			

市税概要

平成30年10月

編集 松本市財政部市 民税 課

発 行 松 本 市 役 所 松本市丸の内3番7号 Til 34-3000 美しく生きる。



健康寿命延伸都市·松本